

基本理念

豊中市の中核病院として
「心温かな信頼される医療」
を提供します。

基本方針

1. 患者さんの立場に立った心温かな病院をめざします。
2. 地域の中核病院として安全で質の高い医療を提供します。
3. 医療機関との連携を密にし、市民の健康を守るために努力します。
4. 高齢化社会に対応する医療を推進します。
5. 医療従事者の教育・研修の充実を図ります。

病院だより

TOYONAKA MUNICIPAL HOSPITAL NEWS

とよなか No.12

患者さんと医療者の対話の橋渡し 医療メディエーション

医療を行ううえで私たちは、安全を最優先しています。しかし適切な治療を行っても期待したとおりにならないことがあり、結果によっては患者さんと医療者の対立を生んだり信頼関係の危機に陥ったりすることがあります。

● 医療裁判と医療メディエーション

医療トラブルを解決するための、医療訴訟の件数を見ると、平成6年の506件から平成16年には1,107件と10年間で約2倍に増加しています。

しかし、裁判は長い期間を要し、金銭的な負担も大きい上に、医療者の過失が認定されることはまれです。

さらに、裁判では患者さんと医療者が直接話し合う機会がなく、感情的な対立がいつまでも解消されることはありません。患者さんが真に満足する状況にはいたらず不満を抱くことの多いのが現状です。

医療トラブルが起こったときの対応として、裁判によらない紛争解決手段が注目を浴びています。厚生労働省でも医療機関への導入が検討されているところです。

市立豊中病院では、平成17年4月「医療安全管理室」を設置し、裁判外紛争解決制度（ADR）として「医療メディエーション」の体制を構築してきました。



● 医療メディエーションとは

患者さんの不満や苦情の多くは、患者さんと医療者の感情や事実がかみ合わないまま、時間とともに深刻化していきます。医療メディエーションとは、第三者であるメディエーターが入り、双方が同じテーブルについて話し合うことで解決の選択肢を見つけ出そうという紛争解決方法です。

